

## 福井市認知症カフェ運営事業実施要領

### 1 事業目的

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続すること、また、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的に、認知症カフェを設置、運営する。

### 2 用語の定義

この要領において「認知症カフェ」とは、認知症の人とその家族（以下、「認知症の人等」という。）が役割や生きがいを持って活動でき、地域住民や専門職の誰もが集い、認知症のことを気軽に話題にできる場所をいう。

### 3 事業内容

(1) 次に掲げる活動の全てを行うものとする。

ア 認知症の人等が気軽に集える居場所を準備し、交流や仲間づくりができる環境を提供する。

イ 認知症の人等の個別の希望に応じ、楽しめる内容（手工芸やレクレーション等）を提供する。

ウ 認知症の人等からの相談に対し、適切な支援を行う。

エ 認知症の人同士、家族同士が悩みを共有し、相談し合える環境を提供する。

オ 必要に応じて認知症の人等の居宅を訪問する。

カ 認とも（認知症について正しく理解し、認知症カフェで認知症の人をサポートする人材）の育成や、地域住民の認知症への理解を促進するため、年に1回以上認知症サポーター養成講座または認知症サポーターステップアップ講座を実施する。

(2) 必要に応じて福井市認知症地域支援推進員の助言を得ながら事業を実施するものとする。

### 4 実施要件

次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 福井市内に運営する拠点（一堂に10名以上の参加が可能なスペース）を設け、1回あたり2時間以上、開催回数は原則として月1回以上であること。

(2) 拠点における1回の開催あたりの利用者が概ね5名以上であること。

(3) 運営スタッフとして1名以上の医師、看護師等の医療関係者及び1名以上の福祉関係者（社会福祉士、精神保健福祉士、認知症の人の介護等に従事した経験を有する介護支援専門員又は介護福祉士等）を確保し、開催時にはうち1名以上の者を配置させること。

(4) 開催時にはこれらのうち1名以上の運営スタッフと運営スタッフ以外の補助者（ボランティアの認知症サポーター等）の合計2名以上の者が活動内容の提供にあたること。

(5) 運営スタッフを中心にミーティングを開催する等しながら、活動内容を提供すること。

(6) 拠点以外の場所に出張して活動する場合は、福井市内で実施すること。

### 5 留意事項

(1) 地域包括支援センターや介護サービス事業所、地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めること。

(2) 地域住民が認知症の人やその家族と出会う場となり、認知症について正しい理解を深める場となるよう努めること。